

第19回安曇野市景観審議会 会議概要

- 1 審議会名.....第19回安曇野市景観審議会.....
- 2 日 時.....平成26年10月22日(金) 午後2時から午後4時30分まで.....
- 3 会 場.....豊科支所2階第2会議室.....
- 4 出席者.....藤居委員、益山委員、岡江委員、浅川委員、田中委員、川井委員、青木委員、宮崎委員、細野委員、上林委員.....
- 5 市側出席者.....都市建設部：飯森部長、建築住宅課：浅川課長、丸山補佐、丸山主査、長谷川主事.....
- 6 公開・非公開の別.....公開.....
- 7 傍聴人.....5人.....記者.....0人.....
- 8 会議概要作成年月日.....平成26年11月4日.....

協 議 事 項 等

1. 次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 協議事項

(1) 前回審議会の議事確認

審議会議事18

(2) 景観条例・屋外広告物条例の運用状況について

審議会資料1-1・1-2・1-3

(3) 屋外広告物特例措置申請許可について

審議会資料2

(4) 緑化施策の検討状況について

審議会資料3

(5) その他

①土地利用制度の見直しについて

審議会資料4

②景観整備機構の指定について

審議会資料5

2. 提示資料

- 審議会議事18 第18回 景観審議会議事要録(意見整理)
- 審議会資料1-1 景観条例の運用状況 平成25年度
- 審議会資料1-2 景観条例の運用状況 平成26年度
- 審議会資料1-3 屋外広告物条例の運用状況
- 審議会資料2 屋外広告物特例措置申請許可について
- 審議会資料3 検討段階資料
- 審議会資料4 土地利用制度適正化推進業務について
- 審議会資料5 景観整備機構指定申請書

3. 議事要録(意見整理)

1) 前回審議会の議事確認

意見なし

2) 景観条例・屋外広告物条例の運用状況について

(委員)

京都市の景観条例は厳しいと有名で、営業を辞めざるを得ないという人がいるが、安曇野市ではそういった事例はないか。

(事務局)

確かに京都市の景観条例は厳しい。安曇野市は京都市ほど厳しくないのですがそういった事例はない。しかし条例による規制がない地域に比べれば景観的な配慮がなされ、好影響を与えている。

(委員)

屋外広告物についてだが、選挙用ポスター・市議の連絡所の看板等が景観に悪影響を及ぼしている。選挙期間中は仕方がないが、選挙期間後一定期間を過ぎれば行政側で撤去できるような条例を作ってはどうか。

また緑化についてだが小布施町や松本市の一部でも行われているオープンガーデンのような啓蒙活動を行ってはどうか。

(事務局)

県の選管に問い合わせたところ、政治活動の自由・表現の自由等に抵触するため屋外広告物条例では撤去はできない。市議の連絡所の看板も公職選挙法の関係で撤去は難しい。選挙用ポスターがかえって選挙のマイナスになるような市民意識の醸成に期待したい。緑化についてはこの後の協議事項の中で説明する。

3) 屋外広告物特例措置申請許可について

(会長)

今回の案件も昨年の特例措置申請と同様にテナントの入れ替えに伴う変更の申請である。昨年の審議会において同様の変更があった場合も再度審議会の意見を聴くことになっていたため、今回も同様に皆様からご意見をお伺いしたい。

(委員)

基本的にデザインの変更は問題ないと思う。工作物についてはいつ設置してメンテナンスをされているかに関して記録は残っていないと思う。鉄骨でつくられている場合が多いと思うが、錆の問題が心配で5～10年経つと鉄骨でもぼろぼろになる。せっきくのメンテナンスのチャンスなので、デザイン変更する時は、基本的な構造も確認していただき、安全を確認することも条件にデザイン変更していただければ今後のリスクを減らすことにもなると思う。

(会長)

既存の部分のテナントの入れ替えであるが、改修の際には安全性にも配慮してメンテナンスなども併せて行ってほしい。

(委員)

屋外広告物条例があつてまちなみを美しくしようということで行政も指導している。事業者はPRし目立ちたいので、行政と事業者のせめぎあいである。地域住民として条例があれば遵守して事業者も広告について工夫していく必要がある。景観を良くするために事業者も考え、行政も深く追及していく必要がある。ロンドンでは通りごとに看板を出すのが、外壁面より前への設置はできず、持ち送り看板がほとんどない通りがあったり、黒で色彩が統一されていたり、二階以上は設置できないところもある。制約もあるが設置数は自由というエリアを設けている例もある。事業者と行政でお互いの歩み寄りも必要。

(会長)

今回の案件については昨年の審議会の議論も踏まえて、既存の部分にテナント等の変更に伴って、変更面積が増えるわけではないことを確認して、特例措置申請について許可とした。

今後も同様の変更があると思うが、その都度審議会で審議する必要があるのか。

(事務局)

今後の同様の案件に対しては、早期に対応するため、その都度審議会の意見を聴取し議を経るのではなく、屋外広告物許可基準緩和の特例措置運用基準1に基づき、特例措置として事務局扱いでの許可案件としたい。なお、屋外広告物許可基準緩和の特例措置運用基準1に基づく許可を行った場合は、直近の景観審議会へ報告することとし、開催予定がない場合においては文書にて報告したい。

(委員)

同様の案件であれば運用基準でもいいと思うが、屋外広告物条例第8条第4項に「市長は許可をしようとするときは、あらかじめ、審議会又は景観アドバイザーの意見を聴かなければならない」という項目があるので、条例があるのに運用基準で対応することに問題はないか。

(事務局)

長野県では開発審査会などでは運用基準をつくって事後報告案件として一定の条件が揃った場合は、地方事務所などの許可として以後開催の審議会で報告をするというやり方をとっているのですが、その内容に準じて、屋外広告物許可基準緩和の特例措置運用基準を考えてみたが、問題があれば後日審議会委員の皆様にお知らせをしたい。

(委員)

あらかじめ審議会又は景観アドバイザーの意見を聴かなければならないとなっているが、あらかじめとあるので、審議会の会長や景観アドバイザーに事前に報告した上での景観審議会の事後報告であれば、解釈上問題はないと思う。

(事務局)

条例の解釈については安曇野市の法規担当にも確認し、内容について審議会の皆さんに文書で報告したい。

(会長)

屋外広告物条例第8条第4項の解釈について再度確認していただき問題がなければ、前回と今回と同様の案件であれば、特例措置として事務局扱いでの許可案件としたい。

4) 緑化施策の検討状況について

(委員)

記念樹配布事業の申請者は、記念樹を推奨樹種以外にも選択することができるのか。記念樹が枯れてしまった場合の補償はないのか。また、記念樹の植栽方法、植栽するうえでの配置のバランス等のアドバイスはどのように行っていくのか。

(事務局)

推奨樹種は申請者の方がどの樹種を選べばいいのかわからない時の参考のためにあるもので、推奨樹種以外の樹種も選べる予定になっている。

記念樹が枯れてしまった時の補償は特に設けてはいないが、記念樹が枯れるのを防ぐように用土を補助する予定になっている。また、記念樹が枯れることを防ぐためにも事業者による指導を検討している。

植栽のレイアウト等のアドバイスについては、植栽をする敷地、条件は多種多様であるため、パンフレット等による植栽のアドバイスはかえって平均的で一律の植栽になるおそれもある。よって事務局側としては市民の皆様が相談しやすい体制を作っていきたいと考えている。

(委員)

今回のこの事業は景観計画策定時から議論があるもので非常に喜ばしい事業なので何とか成功させてほしい。記念樹配布事業の対象者に住宅を新築された市民とあるが、来年の更なる消費税増税もあり、新築を行う市民は減少傾向になり、住宅のリフォームが増加している。そこで住宅を大規模にリフォームする市民も対象者にしてはどうか。反対に結婚やお子さんが誕生した時は賃貸住宅に住み、持ち家がない人が多い。そういった人を対象者にするのはいかがなものか。

生垣設置事業は補助があっても市民の方には維持が難しいと思う。そこで例えば分譲地において分譲主が緑化協定を作り、その項目の一つに生垣設置の義務付けを盛り込んではどうか。また、昨今は屋敷林が分譲地に変わってしまうことも多いが、屋敷林等の既存樹木を税

金によって保護してはどうか。これから屋敷林は今まで以上に減っていくと思われる。新たに植栽をすることも必要だが既存樹木の保存も同様に大事だと思う。

(委員)

審議会資料3の6頁に苗木2,500円/本とあるがその金額では同7頁の写真のような樹木には育たない。市民に誤解を与えないような配慮が必要だ。

(会長)

苗木1本につき2500円の補助金を出すということか。

(事務局)

補助金ではない。苗木の値段についてはこれからきちんと確認していきたい。

(委員)

以前から審議会では安曇野市の象徴である屋敷林の保存方法を議論してきた。優先順位としては、緑化事業より屋敷林の保存の方が先ではないかと感じる。そこで2年後の長野県の植樹祭に合わせて安曇野市で屋敷林の保存についての具体的な施策を提示していただきたい。

(事務局)

市には「緑のマスタープラン」がない状況にある。来年には策定への動きを見せたい。その中で屋敷林の保存方法についても触れたい。しかし、緑化事業も屋敷林の保存も個人のために税金を投入している。税金を投入するのはあくまできっかけづくりまでの期間制限をして、その後は市民の努力によって緑化を進めていくことを期待したい。そういった意味で緑化事業の実施期間も5年間になっている。それらを踏まえたうえで屋敷林の保存施策も慎重に行っていきたい。

(委員)

穂高町時代にイタリアのヴィテルボという町に視察に行った。その町では予算の3%を通りの修繕費に充てることによって、中世の街並みを継続させるような規制を行っている。建物単体は個人の所有だが、「見る」という視点では市民全体の所有である。そういった場所には公共費をかけて維持に努めてもよいのではないか。建物所有者にとっては負担が軽くなり、市民にとっても憩いの場になる。安曇野市もこれを参考にしてはどうか。

(委員)

安曇野市の景観は、私が六十余年生きていく中でずいぶん変わってきた。その大きな原因は圃場整備にある。昔は少なかった田園風景は今や安曇野市の景観の象徴である。ではその田園風景に対して樹木をどう景観にマッチさせるのか、市は無頓着だったように感じる。今後の景観は行政任せにしない市民参加型で育む必要がある。その中でも全く新しい景観をこれから作っていくという強い意志が重要である。今日この場で話す議題でもないかもしれないのでそういった話し合いの場の提供を事務局側をお願いしたい。

(委員)

ちょっと水を差すような話だが、今の若い人たちは緑化の手入れがいらぬ住宅を求めている傾向にある。彼らが緑化に力を入れるようになるのは二十年後くらいではないか。もっと年代が進むと今度は親の面倒を見る関係で再び緑化に力を入れるのが難しくなってくる。このように人々が緑化に力を入れるのが難しい社会情勢になっている。きっかけ作りで樹木を配布しても緑化の向上に結び付くかは難しいところだ。また、記念樹配布事業の対象者以外にも樹木を欲しがっている人はいる。用意している苗木等が余りそうな場合はそういった人に分けてあげるのもいいのではないか。その際には専門家を呼んで植栽についての講習会を開催するのもどうか。

緑化に力を入れやすいのは緑の少ない都市部であり、安曇野市のような豊かな田園風景に恵まれた自然に囲まれている地域は特に緑化に力を入れにくい環境にあると感じる。実際、

私がとてもきれいな緑だと感じたのは東京の六本木のミッドタウンにある公園だ。こんなビル群の中で広大な緑があることに感銘を受けた。そういうこともあるので個人的には緑化に市の予算を使うより、避難場所としても使える市民の憩いの場になるような公園を作った方が良いと感じる。いずれにしろ慎重な議論をすべきだ。

(委員)

面積が一定以上の開発行為は開発地の3%以上は緑地にしなければならないが、そのほとんどは管理不十分な状況にある。そういった場所にも記念樹配布事業に使う苗木を配布してはどうか。このようにもっと広い視野で緑化事業に取り組む必要がある

(会長)

今回の緑化事業について話し合っていくと多様な問題が出てくる。事務局側には参考にさせていただきたい。市は景観重要樹木の指定はしているか。

(事務局)

現在は指定をしていない。

(会長)

景観重要樹木の指定は県内では高山村で7件、佐久市で2件、長野市は別制度での対応となっている。このように市だけでなく、県内でもほとんど指定がなされていない現状にある。しかしせっかくの制度なので市には是非とも指定してほしい。

5) その他

①土地利用制度の見直しについて

(委員)

緩和策についてだが、三辺接続、最低敷地面積をただ緩和するのではなく、緑化に力を入れた開発事業に対して緩和を施す等の方法をとる方が、市民の住環境のアップにつながると思う。現在は広い土地に樹木が一本も植えられていないという現状もある。市にはその件も踏まえて広い視野で考えてほしい。

(会長)

事務局側からはこれからも土地利用条例等の情報を発信してもらいたい。

②景観整備機構の指定について

(委員)

長野県の景観整備機構には建築士会も指定されており喜ばしいことである。しかし景観整備機構を生かしてどのように景観活動を行っていくかはいまだに不明瞭である。今後の改善に期待したい。